

流域下水道維持管理費等負担金とは、流域下水道の維持管理等に必要な経費を、当該流域下水道を使用する市町村が流入水量等に応じて負担するものです。

(1) 負担金単価 (消費税除く)

令和8年3月末現在

種 別	下水1m ³ 当たり単価		
一 般 排 水	48.00円 (第一処理区) 54.00円 (その他)		
中 間 排 水	80.00円 (第一処理区) 86.00円 (その他)		
特 定 排 水	108.00円 (第一処理区) 114.00円 (その他)		
水質負担金にかかる区分			
(汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質質量)	生物化学的酸素要求量分		浮遊物質質量分
200mg を超え 300mg 以下	12.00円		17.00円
300mg を超え 600mg 以下	37.00円		49.00円
600mg を超え 1,000mg 以下	81.00円		104.00円
1,000mg を超え 1,500mg 以下	138.00円		175.00円
雨 水	15.00円		

(摘 要)

- 一 般 排 水： 一般家庭からの汚水並びに工場、事業所等からの排水のうち中間排水及び特定排水以外のものをいう。
- 中 間 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く。）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が300m³/月を超え750m³/月までの部分をいう。
- 特 定 排 水： 公衆浴場並びに公共及び公益（収益事業を行う部分を除く。）関係の業種を除いた工場、事業所等から下水道に排出される汚水のうち、その排出量が750m³/月を超える部分をいう。

(2) 負担金額

- ① 一般排水に係る負担金は、一般排水汚水量に一般排水負担金単価を乗じて算定する。
- ② 中間排水に係る負担金は、中間排水汚水量に中間排水負担金単価を乗じて算定する。
- ③ 特定排水に係る負担金は、特定排水汚水量に特定排水負担金単価（水質負担金対象の特定排水については、水質区分に応じた特定排水水質負担金単価を加算した単価とする。）を乗じて算定する。
- ④ 合流式公共下水道からの雨水に係る負担金は、雨水量に雨水負担金単価を乗じて算定する。
- ⑤ 負担市町村等が負担する四半期ごとの負担金の総額は、上記①～④により算定した負担金の合計額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する率と当該率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する率を乗じた率とを合算した額とし、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

1) 流域関連公共下水道使用料単価

(令和7年12月末現在、1m³当たり(税抜))

市町村	一般排水		中間排水	特定排水(※)	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
大和高田市	80円	140円	190円	250円	
大和郡山市	89円	※表1	189円	254円	
天理市	66円	143円	202.4円	280.5円	(税込)
橿原市	56円	120円	170円	220円	
桜井市	90円	140円	190円	240円	
五條市	55円	110円	165円	220円	(税込)
御所市	90円	140円	210円	270円	
生駒市	53円	106円	180円	253円	
香芝市	70円	120円	170円	220円	
葛城市	80円		160円	220円	
宇陀市	55円	※表2	145円	175円	
平群町	120円		152円	180円	
三郷町	120円		152円	180円	
斑鳩町	120円		152円	180円	
安堵町	60円	120円	152円	180円	
川西町	105円		156円	200円	
三宅町	70円	115円	160円	210円	
田原本町	65円	※表3	180円	220円	
高取町	80円	100円	170円	220円	
明日香村	80円	120円	170円	220円	
上牧町	80円	120円	180円	220円	
王寺町	65円	130円	170円	200円	
広陵町	140円		205円	232円	
河合町	96円	120円	168円	210円	
吉野町	54円	120円	170円	220円	
大淀町		※表4	180円	240円	
下市町	56円	120円	170円	220円	

※表1(大和郡山市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金(税抜)
基本料金	0~8m ³	1,030円/月
	9~10m ³	1,170円/月
従量料金	11~20m ³	145円/m ³
	21~50m ³	158円/m ³
	51~100m ³	172円/m ³
	101m ³ ~	185円/m ³

※表2(宇陀市 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~10m ³	1,200円/月
従量料金	11~300m ³	110円/m ³

※表3(田原本町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	0~5m ³ (定額)	500円/月
従量料金	6~300m ³	130円/m ³

※表4(大淀町 一般排水使用料)

区分	水量	使用料金
基本料金	—	450円/月
従量料金	0~7m ³	60円/m ³
	8~20m ³	128円/m ³
	21~300m ³	135円/m ³

2) 単独公共下水道使用料単価

(令和7年12月末現在、1m³当たり(税抜))

市町村	一般排水		中間排水	特定排水	備考
	公衆浴場等	その他			
奈良市	75.9円	136.4円	196.9円	249.7円	(税込) 基本料金165円/月
生駒市	53円	106円	180円	253円	
山添村	4000円/月				
天川村	115円	115円	200円	300円	

特定排水(※)・・・水質使用料対象の特定排水については、水質区分に応じた水質使用料単価を別途加算

下水管の工事が完了しても、家のトイレや台所・風呂等の排水管を接続しないことには、下水道としての効果が発揮できません。

また、下水道の供用開始の公示がなされた区域については、下記のとおり、下水道への接続やトイレの水洗化への改造義務が生じます。

汲み取り便所の場合	3年以内の水洗便所への改造を行い下水道に接続してください。 (下水道法第11条の3)
単独浄化槽(し尿浄化槽)の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
合併式浄化槽の場合	遅滞なく下水道に接続してください。(下水道法第10条第1項)
家を新築する場合	必ず下水道に接続してください。(建築基準法第31条)

より一層の下水道の促進を図るために、受益者負担金を徴収している市町村もあります。また、下水道への接続を促進するために、各市町村では貸付制度等を設けています。

これらの制度の詳細については、お住まいの各市町村担当課にお問い合わせください。

令和7年12月末現在

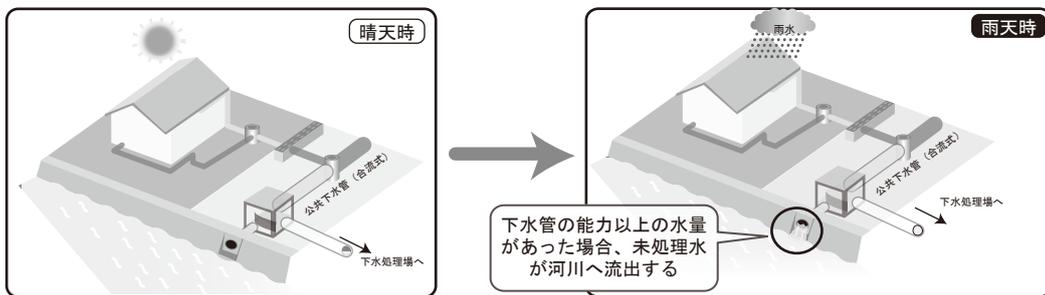
市町村名	受益者負担金		貸付制度等			市町村名	受益者負担金		貸付制度等		
	円/㎡	備考	貸付金	融資利率 及び利息補給	助成金		円/㎡	備考	貸付金	融資利率 及び利息補給	助成金
奈良市	59	第一負担区		○	○	三郷町	200,000円/戸 (税抜き)	H4.4.1以前に三郷町住民 基本台帳に登録されてい る者は2分の1		○	
	200	第二負担区		○	○	斑鳩町	100,000円/戸			○	
	350	第三負担区・第四負担区		○	○	安堵町	100,000円/区画			○	
大和高田市	-		○		○	川西町	-		○		○
大和郡山市	297	一般	○			三宅町	-		○		○
	201	合流区域	○			田原本町	-		○		○
	115	昭和工業団地	○			高取町	-				
天理市	94		○			明日香村	-		○		
橿原市	-		○		○	上牧町	-			○	
桜井市	-		○		○	王寺町	-			○	
五條市	-			○		広陵町	-				○
御所市	70,000円/世帯	排水分担金	○			河合町	-		○		○
生駒市	400			○		吉野町	750				○
香芝市	-			○		大淀町	783				○
葛城市	-			○	○	下市町	800				○
宇陀市	-			○		天川村	-				○
山添村	-					平群町	100,000円/区画			○	

※貸付制度の条件等の詳細については、各市町村担当課にお問い合わせください。

合流式下水道の改善

合流式下水道とは、汚水と雨水を同じ管渠で排除する下水道です。合流式下水道では雨天時に水量が下水管の能力を超えると、下水の一部がそのまま河川へ流出するため、水質汚濁上及び公衆衛生上において極めて問題になっています。

平成16年度より原則10年間で合流式下水道の改善を完了することを、下水道法施行令の改正で義務づけられています。県内では、合流式下水道を採用している奈良市、大和郡山市において改善対策を行いました。

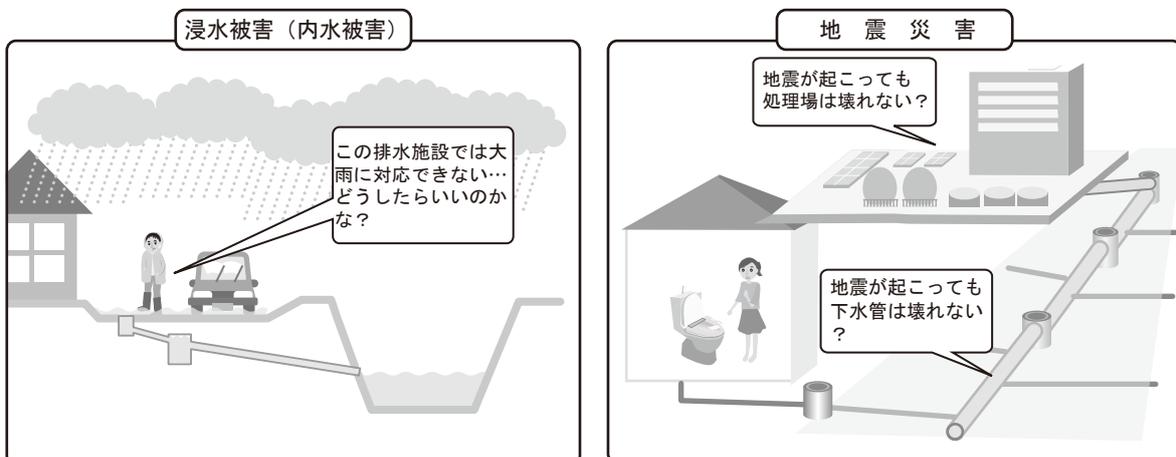


安全・安心の確保に向けた対策

近年、都市浸水被害や地震災害が多発しています。

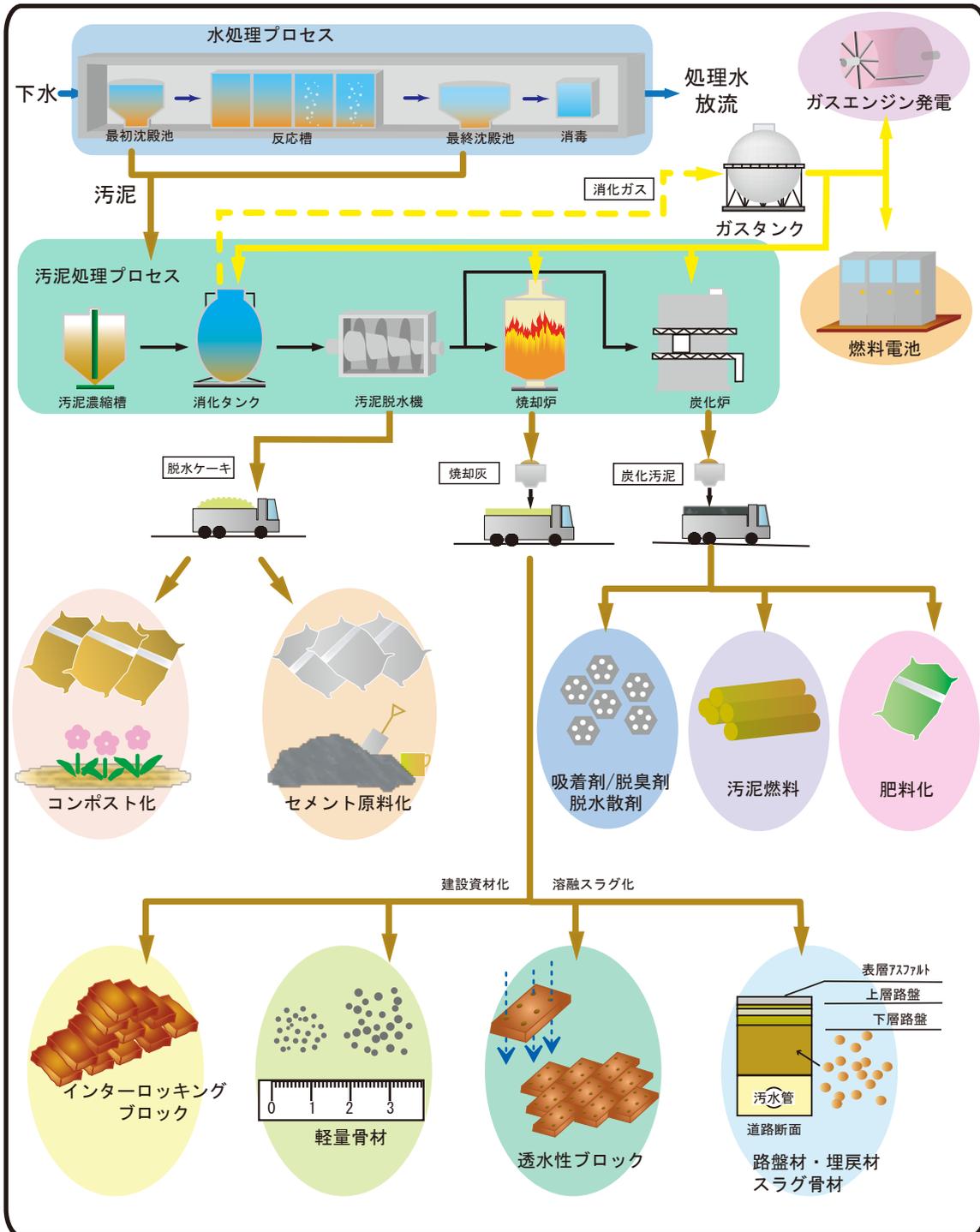
都市に降った雨水排除は下水道の基本的な役割であるため、下水道においてもハード、ソフトの両面からの対策や他事業と連携をとりながら、浸水対策を進めていきます。

地震災害時には、下水道施設は大部分が地下に築造されているため、いったん被害が発生するとその復旧に長時間を必要とします。特に奈良県は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震発生時に下水道を使用できるように、また迅速に復旧できるように、施設の耐震化を進めていきます。



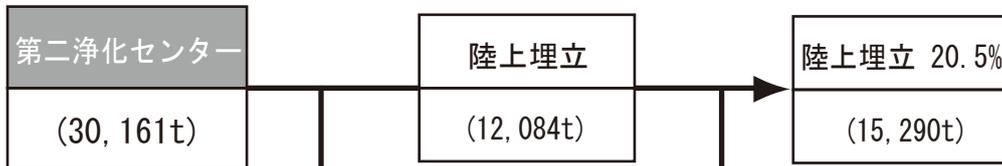
下水を処理した後に残る汚泥は、従来、不必要なものとして処分していましたが、今日では有用な資源として見直されています。

汚泥の有効利用方法として、肥料、タイル・ブロック等建設資材、燃料、セメント原料等、様々な利用が考えられています。



流域下水道で発生する汚泥処分の方法（令和6年度実績）

※（）内は脱水ケーキ^注ベース換算



注) 下水を処理した後に残る汚泥を脱水した物を脱水ケーキという。

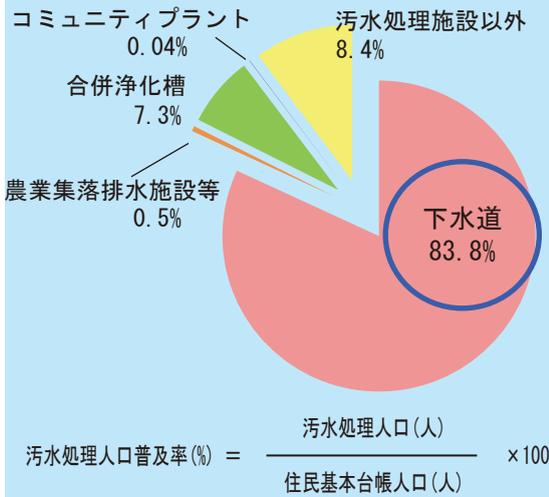
4. 資料編

4-1 奈良県の下水道普及率

汚水処理人口普及率

県内総人口に対して、汚水処理施設を使用できる人口の割合です。

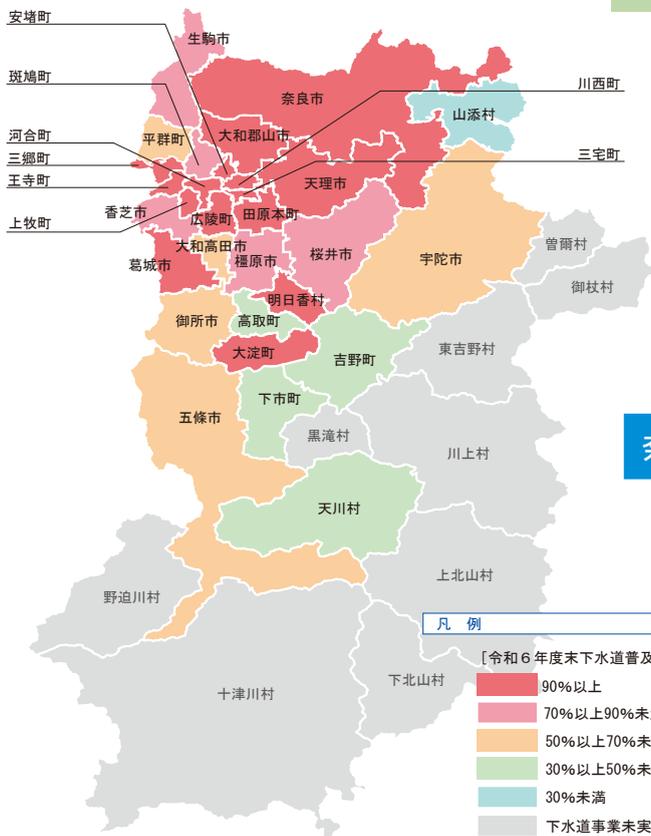
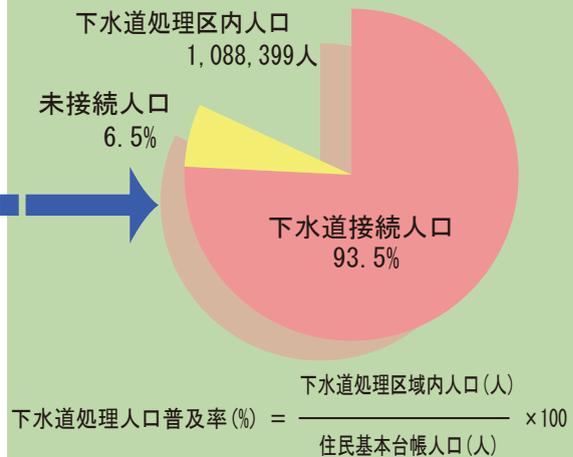
■ **奈良県** 91.7% (令和6年度末)
 全国平均 93.7% (令和6年度末)



下水道処理人口普及率

県内総人口に対して、下水道を使用できる人口の割合です。

■ **奈良県** 83.8% (令和6年度末)
 全国平均 81.8% (令和6年度末)



- 汚水処理人口普及率 全国20位
- 下水道処理人口普及率 全国15位

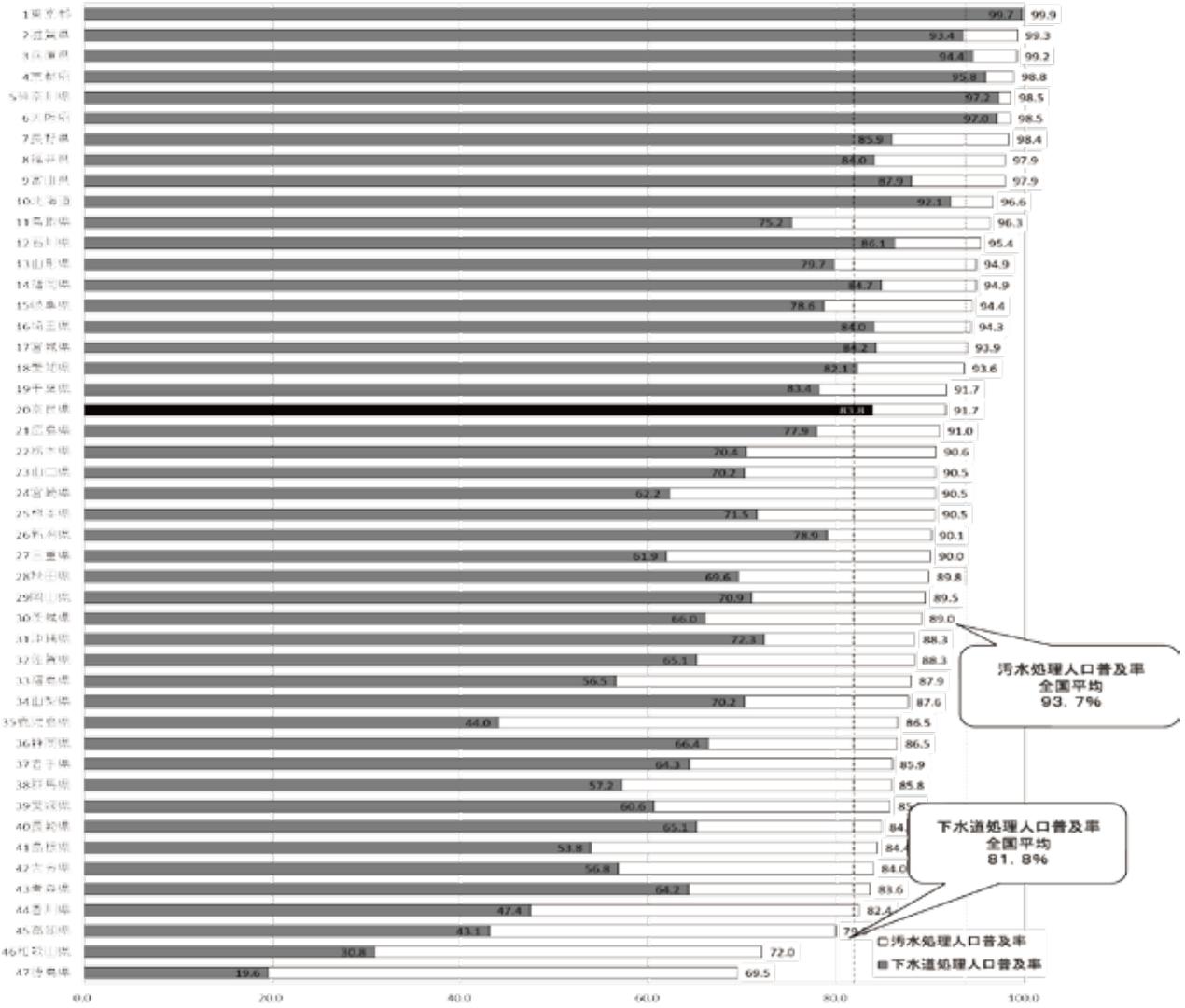
奈良県の下水道普及率

流域下水道別下水道普及率

大和川上流・宇陀川流域	87.1%
第一処理区	90.9%
第二処理区	80.4%
宇陀川処理区	72.1%
吉野川流域	65.9%

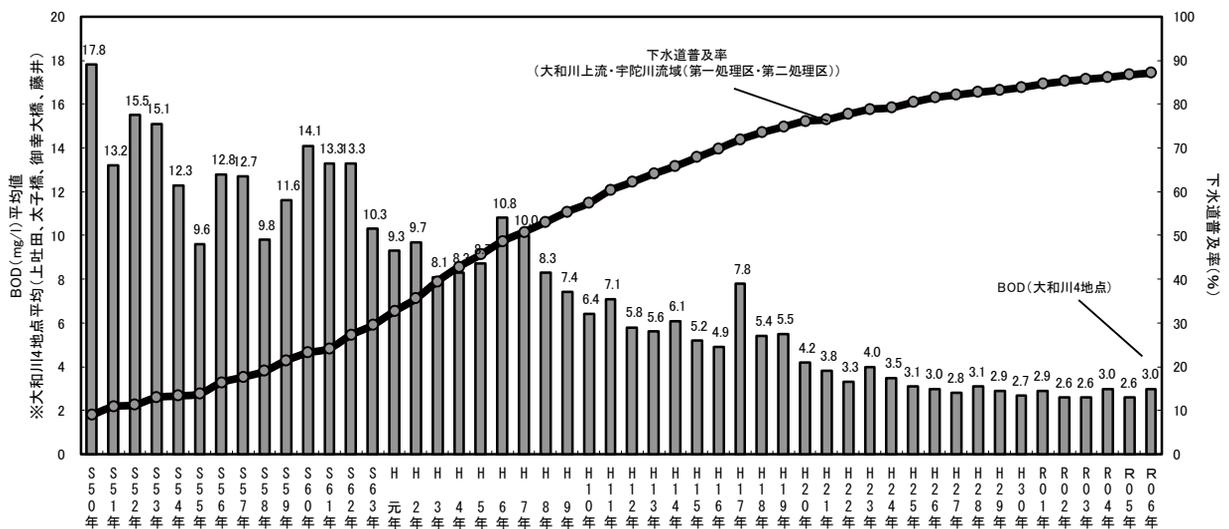
全国の下水道普及率

令和6年度末現在



大和川流域における下水道普及率と水質の推移

令和6年度末現在



奈良県の下水道普及率及び接続率

令和6年度末現在

市町村名	行政面積 (ha)	住基人口 (人)	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	下水道 普及率(%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
		(A)		(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)
奈良市	27,694	346,024	5,059.7	320,525	92.6%	314,799	98.2%
大和高田市	1,648	61,598	530.5	39,213	63.7%	34,619	88.3%
大和郡山市	4,269	82,212	1,508.8	79,538	96.7%	77,181	97.0%
天理市	8,642	60,191	1,503.6	58,767	97.6%	56,355	95.9%
橿原市	3,956	118,178	1,439.3	95,175	80.5%	87,359	91.8%
桜井市	9,891	54,076	719.4	43,042	79.6%	39,141	90.9%
五條市	29,202	26,719	584.6	15,716	58.8%	11,708	74.5%
御所市	6,058	23,000	331.8	11,832	51.4%	7,951	67.2%
生駒市	5,315	116,207	1,269.9	85,239	73.4%	77,416	90.8%
香芝市	2,426	78,098	870.9	61,214	78.4%	55,715	91.0%
葛城市	3,372	37,750	1,133.5	37,375	99.0%	35,234	94.3%
宇陀市	24,750	26,413	722.3	16,396	62.1%	14,891	90.8%
山添村	6,652	3,029	9.0	180	5.9%	180	100.0%
平群町	2,390	18,064	211.5	11,232	62.2%	10,624	94.6%
三郷町	879	22,225	359.1	21,232	95.5%	20,405	96.1%
斑鳩町	1,427	27,915	280.3	20,368	73.0%	15,539	76.3%
安堵町	431	6,949	154.3	6,791	97.7%	4,771	70.3%
川西町	593	7,968	197.4	7,944	99.7%	7,745	97.5%
三宅町	406	6,397	143.4	6,216	97.2%	6,036	97.1%
田原本町	2,109	31,267	712.7	30,990	99.1%	28,691	92.6%
高取町	2,579	6,006	55.8	2,103	35.0%	1,624	77.2%
明日香村	2,410	5,027	297.9	4,897	97.4%	4,636	94.7%
上牧町	614	21,059	386.8	20,587	97.8%	19,508	94.8%
王寺町	701	23,648	341.0	23,074	97.6%	22,470	97.4%
広陵町	1,630	34,957	793.1	34,422	98.5%	32,326	93.9%
河合町	823	16,497	407.9	16,359	99.2%	15,255	93.3%
吉野町	9,565	5,764	94.9	1,780	30.9%	1,552	87.2%
大淀町	3,810	15,699	484.5	14,152	90.1%	12,350	87.3%
下市町	6,199	4,339	83.4	1,564	36.0%	1,199	76.7%
天川村	17,566	1,184	36.0	476	40.2%	465	97.7%
その他町村	181,084	10,060	-	-	-	-	-
県計	369,091	1,298,520	20,723.2	1,088,399	83.8%	1,017,745	93.5%

年次	県での動き	市町村での動き
1966 S41	① 大和川上流流域下水道計画策定のため調査を開始する	
1967 S42	① 大和川上流流域下水道事業が、下水道整備第2次5箇年計画において次年度以降の新規事業として位置付けされた	
1968 S43	① 大和川上流流域下水道計画の基本調査まとまる ① 地元市町村に計画発表(2月)	
1969 S44		
1970 S45	土木部計画課に浄化センター建設事務所を設置(4月1日) ① 浄化センター建設事務所が大和郡山市筒井町に移転 ① 県文化会館において都市計画法に基づく公聴会を開催(9月1日) ① 下水道法の改正により流域下水道が認められる。	
1971 S46	① 県都市計画審議会で原案どおり可決答申(2月9日) ① 都市計画決定なる。(2月12日) ① 建設省事業認可なる(3月18日) ① 浄化センター用地買収完了(12月) ① 浄化センター工事設計委託	
1972 S47	① 佐保川、天理北幹線管渠工事に着手(2月) ① 起工式(10月27日)	
1973 S48	土木部に下水道課を新設(4月1日)	
1974 S49	① 浄化センター定礎式(2月25日) ① 通水式(6月4日)水処理施設10万人分の工事完成、施設の供用開始を行い天理市の汚水を受け入れる。 ① 通水記念式典(10月23日)	天理市供用開始(6月)
1975 S50	② 大和高田市他12市町村を計画区域とする大和川上流流域下水道第二次計画案を発表し地元交渉に入る(6月24日)	大和郡山市の汚水流入開始(12月)
1976 S51	② 県都市計画審議場に概要説明(6月) ② 県都市計画審議場に小委員会設置(7月) ② 環境影響調査開始(8月)	
1977 S52	② 計画案の縦覧告示(3月)	奈良市の汚水流入開始(2月) 奈良市の大安寺処理場を流域下水道に切り替える
1978 S53	② 浄化センター建設について地元萱野及び沢地区の基本的了解を得る(3月) ② 県都市計画審議会で計画案を付議原案どおり可決答申なる(3月) ② 都市計画決定(3月20日) ② 建設省事業認可なる(6月23日) ① 浄化センター公園施設のうち、ファミリープール一部完成、使用開始(7月) ② 第二浄化センター用地事務所を設置(8月) ② 広陵町萱野、沢地区を中心に一部用地交渉まとまる(12月)	桜井市汚水流入開始(11月)
1979 S54	① 浄化センター緩衝緑地公園完成(3月) ① ファミリープール並びにこれに伴う近鉄ファミリー公園前停車駅完成(7月) ② 葛下川、葛城川幹線管渠工事に着手(10月) ② 第二浄化センターポンプ棟及び水処理施設工事に着手(12月)	三宅町汚水流入開始(4月)
1980 S55	② 第二浄化センター埋蔵文化財、試掘調査開始(1月) ② 第二浄化センター処理場用地の買収をおおむね完了 ② 第二浄化センター用地事務所を廃止(3月) ② 第二浄化センター埋蔵文化財、全面発掘調査が10ヶ月の予定で開始 土木部下水道課を廃止して、土木部下水道計画課と下水道建設課を設置(4月) ② 第二浄化センター起工式(9月16日) ③ 国において事業の新規採択成る ③ 榛原町で都市計画法に基づく公聴会を開催(10月29日) ③ 奈良県都市計画地方審議会で宇陀川流域下水道計画が原案通り可決答申(12月22日) ③ 都市計画決定(12月25日)	田原本町汚水流入開始(6月) 川西町汚水流入開始(9月)
1981 S56	③ 都市計画法の事業認可(2月20日) ③ 下水道法の事業認可(3月31日) ③ 宇陀川浄化センター建設事務所を設置(4月1日) ③ 紀の川流域下水道整備総合計画の建設大臣承認(6月19日)	
1982 S57	③ 吉野川流域下水道計画の発表(1月26日) ③ 関係市町村及び処理場予定地の地元への説明に入る(五條市、吉野町、大淀町、下市町) ③ 国において第二種流域下水道事業の新規採択なる(4月) ② 第二浄化センター定礎式(9月4日)	

年次	県での動き	市町村での動き
1983 S58	宇陀川浄化センター用地買収完了(3月) 宇陀川浄化センター起工式(12月) 五條市市民会館において都市計画法に基づく公聴会開催(2月) 県都市計画審議会で計画案を付議原案どおり可決答申(3月) 都市計画決定(3月22日)	広陵・香芝環境整備施設組合汚水流入開始(4月)
1984 S59	都市計画法の事業認可(3月30日) 下水道法の事業認可(3月30日) 第二浄化センター通水式、通水記念式典(4月9日) 芳野川幹線管渠工事に着手	大和高田市、広陵町(第二処理区)汚水流入開始(4月) 河合町汚水流入開始(7月)
1985 S60	宇陀川浄化センター定礎式(11月15日)	
1986 S61	五條市二見地区を中心に一部用地交渉まとまる(2月)	
1987 S62	吉野川浄化センター処理場用地買収完了(3月) 宇陀川浄化センター通水式(3月24日) 宇陀川浄化センター建設事務所を宇陀川浄化センターに名称変更し供用開始(4月1日) 吉野川幹線管渠工事に着手(12月)	榛原町汚水流入開始(4月) 生駒市汚水流入開始(12月)
1988 S63	第二浄化センタースポーツ広場(運動場、テニスコート、ゲートボール場)供用開始(5月) 吉野川浄化センター処理場施設工事に着手(6月) 第二浄化センターファミリープール竣工式(6月28日) 第二浄化センターファミリープール供用開始(7月1日) 吉野川浄化センター起工式(8月31日)	
1989 H1	宇陀川処理区の幹線整備率が100%となる	橿原市汚水流入開始(8月)
1990 H2		菟田野町汚水流入開始(7月)
1991 H3	生駒市及び生駒郡の1市4町を第一次処理区に編入(3月) 吉野川浄化センター準備事務所を吉野川浄化センターと改称	広陵・香芝環境整備施設組合が解散(広陵町、香芝市) 上牧町汚水流入開始(4月) 香芝市(第二処理区)汚水流入開始(10月) 大宇陀町汚水流入開始(4月) 五條市汚水流入開始(4月)
1992 H4	土木部下水道計画課と下水道建設課を廃止して土木部下水道課を設置(4月)	御所市、新庄町、富麻町汚水流入開始(4月) 明日香村汚水流入開始(6月) 王寺町汚水流入開始(3月)
1993 H5	A20法による水処理施設の建設に着手(12月)	
1994 H6	A20法による水処理施設の建設に着手(10月)	
1995 H7	消化方式による汚泥処理施設の建設に着手(12月)	大淀町汚水流入開始(10月)
1996 H8		
1997 H9		吉野町汚水流入開始(9月)
1998 H10	A20法による高度処理の開始(10月)	
1999 H11	A20法による高度処理の開始(11月)	高取町汚水流入開始(11月) 下市町汚水流入開始(5月)
2000 H12		
2001 H13		
2002 H14		
2003 H15		
2004 H16		
2005 H17		安堵町、斑鳩町汚水流入開始(3月)
2006 H18		三郷町汚水流入開始(3月)
2007 H19		平群町汚水流入開始(1月)
2008 H20		
2009 H21		三郷町立野終末処理場を流域関連公共下水道に切り替え(1月)
2010 H22	野原ポンプ場、野原幹線供用開始(3月14日) 吉野川処理区の幹線整備率が100%となる	
2011 H23		
2012 H24		
2013 H25		
2014 H26	浄化センター公園をまほろば健康パークにリニューアル	
2015 H27	大和川上流流域下水道と宇陀川流域下水道を統合(4月) (目的:効率的な運営、水源である壱生ダムの水質保全)	
2016 H28		
2017 H29		
2018 H30		
2019 R1		
2020 R2	第一処理区の幹線整備率が100%となる	
2021 R3		
2022 R4		
2023 R5		
2024 R6	下水道課を下水道マネジメント課に改称	
2025 R7		

市町村名	処理区名	污水計画							供用開始 年月日
		全体計画		都市計画決定	事業計画（下水道法）				
		計画面積 (ha)	計画人口 (人)	決定面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	事業計画人口 (人)	当初事業計画 策定年月日	最新事業計画 策定年月日	
奈良市	全体	8,146.9	288,405	6731.5	6725.3	302,672	-	-	-
	第一	7,600.7	267,685	6253.0	6181.8	275,792	S26.5.25	R7.3.25	S52.2.10
	平城	478.5	20,000	478.5	475.8	26,100	S59.2.24	R6.3.26	S59.4.1
	月ヶ瀬	67.7	720	-	67.7	780	H2.2.22	R7.3.25	H4.10.1
大和高田市	第二	1,606.2	53,300	815.0	804.9	45,335	S54.3.23	R7.3.25	S59.3.28
大和郡山市	第一	3,660.0	69,600	1992.0	1814.2	69,183	S46.3.2	R7.3.25	S50.10.1
天理市	第一	3,857.4	57,220	2019.8	1968.0	59,139	S43.9.20	R7.3.25	S49.6.4
橿原市	第二	3,460.0	111,900	2476.1	1960.2	105,753	S42.10.20	R7.3.25	S44.8.30
桜井市	第一	2,258.5	47,327	1239.7	1079.5	34,858	S49.12.9	R7.3.25	S53.11.1
五條市	吉野川	1,865.0	21,500	956.9	779.7	16,418	S60.10.8	H6.3.29	H3.4.17
御所市	第二	1,880.6	17,260	603.0	565.9	11,384	S58.10.25	R7.3.25	H4.4.8
生駒市	全体	2,485.0	113,600	2408.0	1708.0	106,289	-	-	-
	第一	2,071.0	84,240	1994.0	1337.0	77,564	S50.3.25	R7.3.25	S62.12.9
	山田川	153.3	8,500	153.0	110.0	7,330	S59.2.24	R7.3.25	S60.4.1
	竜田川	260.7	20,860	261.0	261.0	21,395	S51.6.3	R7.3.25	S60.4.1
香芝市	全体	1,994.0	81,600	1196.5	1329.7	71,140	-	-	-
	第一	105.4	7,570	2.4	105.4	7,555	S48.9.18	R7.3.25	S58.4.1
	第二	1,888.6	74,030	1194.1	1224.3	63,585	S60.2.1	R7.3.25	H3.9.17
葛城市	第二	1,919.2	34,100	1541.8	1259.1	36,242	S57.8.20	R7.3.25	H4.4.1
宇陀市	宇陀川	975.4	14,000	864.0	779.7	14,500	S51.2.7	R7.3.25	S62.4.1
山添村	上津	9.0	210	-	9.0	210	H3.10.30	H30.11.16	H6.10.1
平群町	第一	797.0	13,956	507.3	469.2	15,250	H4.2.20	R7.3.25	H19.1.4
三郷町	第一	510.0	18,981	473.3	468.7	19,939	S51.3.29	R7.3.25	H18.3.31
斑鳩町	第一	906.0	23,456	513.5	438.3	18,933	H4.1.27	R7.3.25	H17.3.31
安堵町	第一	400.0	5,900	213.1	220.7	6,300	S54.1.12	R7.3.25	H17.3.31
川西町	第一	530.6	6,245	306.3	326.5	6,954	S51.12.22	R7.3.25	S55.9.1
三宅町	第一	374.0	5,300	225.3	225.3	5,385	S51.3.16	R7.3.25	S54.4.16
田原本町	第一	2,028.4	26,200	903.4	903.4	27,791	S50.11.11	R7.3.25	S55.6.10
高取町	第二	1,012.0	5,119	225.7	78.2	2,743	H3.12.18	R7.3.25	H11.11.22
明日香村	第二	728.0	3,650	365.3	352.2	4,340	S56.12.11	R7.3.25	H4.5.15
上牧町	第二	598.2	18,800	598.2	442.0	20,900	S55.12.12	R7.3.25	H3.4.1
王寺町	第二	529.0	22,830	524.0	396.4	21,772	S58.12.16	R7.3.25	H5.3.15
広陵町	全体	1,564.0	33,777	1369.4	960.8	33,547	-	-	-
	第一	394.1	14,990	199.5	289.9	14,768	S48.9.18	R7.3.25	S58.4.1
	第二	1,169.9	18,787	1169.9	670.9	18,779	S53.12.1	R7.3.25	S59.4.20
河合町	第二	757.0	13,400	492.3	450.3	14,509	S55.12.19	R7.3.25	S59.7.2
吉野町	吉野川	177.5	1,930	177.5	114.3	1,958	H4.1.30	R6.3.26	H9.9.8
大淀町	吉野川	819.0	12,590	672.0	578.0	13,246	H2.1.25	R6.3.26	H7.1.1
下市町	吉野川	280.0	2,450	193.0	87.5	1,340	H3.3.26	R6.3.26	H11.5.25
天川村	洞川	36.0	3,780	-	36.0	3,900	H4.2.15	R3.10.1	H11.6.14

市町村名	処理区名	雨水計画						
		全体計画	都市計画決定			事業計画（下水道法）		
		計画面積 (ha)	決定面積 (ha)	当初告示 年月日	事業計画面積 (ha)	当初事業計画 策定年月日	最新事業計画 策定年月日	
奈良市	全体	6096.1	6989.8	-	786.7	-	-	
	第一	5458.3	6352.0	S33.2.21	201.9	S26.5.19	R7.3.25	
	平城	478.5	478.5	S63.3.30	447.9	S63.9.21	R6.3.26	
	月ヶ瀬	0	0	-	0	-	-	
大和高田市	第二	1649.0	59.8	H2.10.12	59.8	H2.11.16	R7.3.25	
大和郡山市	第一	0	0	-	0	-	-	
天理市	第一	3922.0	1163.6	S43.7.4	1,163.6	S43.9.20	H30.3.30	
橿原市	全体	3460.0	1763.3	-	1,693.8	-	-	
	第一	188.0	30.5	S62.1.29	0	-	-	
	第二	3272.0	1732.8	S53.12.22	1,693.8	S42.10.20	R7.3.25	
桜井市	第一	2445.0	1004.0	S48.11.1	4.0	S49.12.9	H30.3.20	
五條市	吉野川	0	0	-	0	-	-	
御所市	第二	1880.6	108.5	H10.2.2	108.5	H10.5.29	H30.3.27	
生駒市	全体	680.3	680.3	-	444.3	-	-	
	第一	512.0	512.0	S50.3.6	320.3	S50.3.25	H30.3.27	
	山田川	153.3	153.3	S58.11.29	109.0	S59.2.24	H30.3.27	
	竜田川	15.0	15.0	S51.6.3	15.0	S51.6.3	H30.3.27	
香芝市	全体	1984.0	1205.3	-	136.4	-	-	
	第一	163.0	60.3	S50.3.26	103.0	H23.3.25	H23.3.25	
	第二	1821.0	1145.0	H13.3.7	33.4	H13.4.17	R4.3.25	
葛城市	第二	0	0	-	0	-	-	
宇陀市	宇陀川	602.9	527.4	S49.10.30	390.3	S51.2.7	R7.3.25	
山添村	上津	0	0	-	0	-	-	
平群町	第一	853.0	490.5	H4.1.8	0	-	-	
三郷町	第一	510.0	473.3	S51.2.2	298.0	S51.3.27	R7.3.25	
斑鳩町	第一	943.0	543.6	S51.2.2	0	-	-	
安堵町	第一	0	0	H4.1.10	0	-	-	
川西町	第一	0	0	-	0	-	-	
三宅町	第一	0	0	-	0	-	-	
田原本町	第一	0	0	-	0	-	-	
高取町	第二	0	0	-	0	-	-	
明日香村	第二	0	0	-	0	-	-	
上牧町	第二	0	0	-	0	-	-	
王寺町	第二	546.0	524.0	S57.8.2	138.3	S58.12.16	R7.3.25	
広陵町	全体	314.6	314.6	-	242.1	-	-	
	第一	194.6	194.6	H2.4.2	194.6	H8.8.1	R7.3.25	
	第二	120.0	120.0	S63.8.10	47.5	S63.11.7	R7.3.25	
河合町	第二	0	0	-	0	-	-	
吉野町	吉野川	0	0	-	0	-	-	
大淀町	吉野川	0	0	-	0	-	-	
下市町	吉野川	0	0	-	0	-	-	
天川村	洞川	0	0	-	0	-	-	

注) 第一：大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区
第二：大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区

奈良市(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1995年



ナラノヤエザクラ



シカ

国際文化観光都市・奈良市の観光のシンボル「奈良公園の鹿」と「市草」を中央に配置し、周囲に、平安朝の女流歌人伊勢大輔(いせのたいふ)の歌「いにしへの 奈良の都の 八重桜 けふ九重に にほひぬるかな」(詞花集)で知られる「八重桜」をデザインしています。市草のモチーフになったこの八重桜は、正式には「ナラノヤエザクラ」という固有の品種です。開花時期は他の桜よりも遅く、4月下旬から5月上旬にかけて、小ぶりの可憐な花を咲かせます。古都奈良の風情を感じさせるこのマンホール蓋を鑑賞しながら、ナラノヤエザクラや鹿が待つ奈良公園まで足を延ばしてみたいはいかがでしょうか。

1712-03-013

奈良町南観光案内所

©GKP



大和高田市



昭和52年4月、市民投票によって決定した市木「さざんか」を中央に配置したものです。

周囲に配置した市章は、昭和7年「タカダ」を図案化して制定したものです。

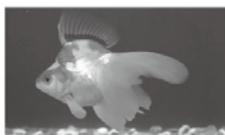
配布場所：奈良町南観光案内所(蔭・まゆ)(奈良町南観光駐車場北側) 奈良市井上町1 1番地S

大和郡山市(マンホールカード)

デザインの由来



設置開始 1989年



金魚



郡山城址

大和郡山市の代表的な地場産業である「金魚養殖」の金魚が、金魚鉢の中を元気よく泳ぐ姿を図案化して製作したマンホール蓋です。美しい水環境のシンボルとして、1989年から使用しています。大和郡山市の金魚養殖は享保9年(1724年)、柳澤吉里侯が甲斐から大和郡山へ入部したことに端を発すると伝えられ、幕末には藩士の副業として盛んに行われるようになりました。それ以来歴史を積み重ね、今では毎年4月上旬に金魚品評会が桜花満開の郡山城址内の柳澤神社で行われるほか、8月下旬には金魚スクエアで「全国金魚すくい選手権大会」が開催されるなど、大和郡山の風物詩になっています。

1608-02-012

大和郡山市 下水道推進課

©GKP



デザインの由来



設置開始 2011年



黒塚古墳

三角縁神人龍虎画像鏡
(奈良県立橿原考古学研究所提供)

天理市の南部、黒塚古墳から出土した「三角縁神獣鏡」の文様をデザインし、中央に市草をあしらったマンホール蓋です。邪馬台国の女王、卑弥呼の鏡とする説を持つ三角縁神獣鏡。背面に神獣を配し、鏡の縁が鋭く尖った三角形をしているため、そう呼ばれています。同鏡はその文様によっていくつかの種類にわけられますが、本マンホール蓋のモチーフになった三角縁神人龍虎画像鏡は、黒塚古墳でしか出土していません。日本最古の道として知られ、古社寺や万葉歌ゆかりの地といった名所が点在し、四季折々の趣をもつ「山の辺の道」などに、このデザインの蓋を見つけることができます。

1704-03-006

天理市立黒塚古墳展示館

©GKP



配布場所：(平日)大和郡山市下水道推進課
(土・日・祝日)市民交流館